治右衛門儀ハ、実ニ驚入リタル次第ナルニ付聞合シ
(1)、始末書ヲ提出ノ上、犯罪経過ハ之ヲ明カニシテ謝罪スルコト、及将来ヲ
誓約セシムベシ
(2)、同人ハ嫌悪ヨリ退職セシムベシ
(3)、以上ノ如キ事ハ之ヲ宥恕シ従来通リタルベシ
(4)、無事ナル帰任ハ後ニ之ヲ一任セラルベシ
ト定メ訊ス事アラザリシカ
貸付金、
(1)、之ニ付テハ始末書ニ依リ了承シタリ、右衛門ハ別ニ罰金徴収ス
(2)、以上ニ付テハ十一月十日ヨリ、本事ノ実行ヲ設定
セシメタル始末ハ追加(同意)セシムベシ
(3)、右ハ議長ヨリ会ニ於テ提出シ、右衛門ヨリ三会ヘ
十五日付ニテ断リ状提出ノ
(4)、之ニ付テハ其ノ後本人ヨリ何等ノ申出モナク先日
述ベタル(同件)ノ次第ハ一応協議スベシト述ベタリ
以上三月二十日迄ニ
五、本田中助ヲ始末書ノ提出ノ件
本田平治衛(申立)ハ八月廿一日ヨリ受持ノ件
郡部郡及本部ヨリ監督員ヲ派遣シ調査セシム
於テシカ
廿三日ニ於テ開会(深川区森下町五ノ)
供養部
川本、萩林、梅(本所)
猪俣、小泉(新橋)
池田、佐野(麻布)